

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

水洗便所設置奨励金不交付決定通知書

年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日に交付申請のありました水洗便所設置奨励金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)